

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28.10.26 第 192 回国会第 3 号

10月26日（水）、第3回の委員会が開かれました。

1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

・塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

井坂信彦君（民進）

- ・本法律案により新たに老齢基礎年金等の受給権を得る者の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の各平均受給月額、それぞれいくらか。
- ・新たに老齢基礎年金等の受給権を得る者に対して日本年金機構が郵送する予定の年金請求書を、年金機能強化法の施行期日である平成29年8月1日を過ぎて返送した場合に、受給額等に影響が生じるのか。
- ・年金請求書の返送が平成29年4月1日以降であっても問題ないのなら、以前に準備を進めていた平成29年4月1日から施行すべきではないか。

玉木雄一郎君（民進）

- ・本法律案の施行に要する満年度分の財源はどの程度で、消費税率10%への引上げ時期までトータルでどの程度かかるのか。
- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の2年半分の予算を今年度の第2次補正予算に一括計上したのは、受給資格期間短縮措置の安定財源として期待しているからか。
- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を2年半分まとめて支払うと、低所得者の所得の安定を害してしまい問題ではないか。

柚木道義君（民進）

- ・仮に年金機能強化法の施行期日を4か月前倒した場合、対象者数、一人当たり受給額及び受給総額はどの程度増加するのか。
- ・第190回国会提出の国民年金法等改正案における見直し後の年金額改定ルールは、本法律案により初めて老齢基礎年金等の受給権を得る者にも適用されるのか。
- ・見直し後の年金額改定ルールが適用されるような経済前提において、将来の年金水準に与える影響を試算すべきではないか。

長妻昭君（民進）

- ・我が国以外で、年金給付における所得代替率のみを年金制度の見直しの契機としている仕組みを持つ国はあるのか。
- ・厚生年金のモデル世帯の所得代替率において、仮に分母と分子をグロス（税・保険料控除前）とネット（手取り収入）にそれぞれ統一して試算した場合、50%を下回るのは何年後になるか。
- ・いわゆる社会保障制度改革プログラム法第6条が規定する高所得者の年金給付の在り方等の見直しをいつ行うのか伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・年金生活者支援給付金は年金法体系の外にあるにもかかわらず、なぜ加算額に年金保険料納付済期間が反映されるのか伺いたい。
- ・無年金者・低年金者対策のためにも、現在は時限措置である国民年金保険料の後納制度の恒久化を検討すべきではないか。
- ・無年金者等の実態については平成19年の資料が未だに使用されているが、当時とは状況が変わっているため、現在の実態を調査して対策を講ずるべきではないか。

足立康史君（維新）

- ・年金受給資格期間を短縮する措置についてはメリットが強調されているが、デメリットもあるのではないか。
- ・高齢者のセーフティネットは年金か生活保護のみであり、年金をサポートする第2のセーフティネットが必要と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・年金制度の抜本的な改革は今から準備を進める必要があると考えるが、厚生労働省に抜本的な年金制度改革を準備している組織があるか伺いたい。